

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定に関する Q&A について

Q1 なぜ 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A 令和 7 年度税制改正大綱において、原価の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなり、引き上げの対象となる者のみにについて対応するため、配偶者は今回の要件見直しの対象からは除いています。

Q2 学生であることは要件ではないのか。

A 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断しますので兄弟姉妹、孫等も要件を満たせば対象となります。

Q3 今回の措置は時限措置になるのですか。

A 恒久的措置となります。

Q4 年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）についてはいつの時点で判断するのか。

A 所得税法上の取扱いと同様、**その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。**

例えば、N 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、N 年（暦年）における年間収入要件は 150 万円未満となる。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は、誕生日の前日において加算することから、誕生日が 1 月 1 日である者は 12 月 31 日において年齢が加算される点に留意すること。

（参考）

	18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳
	▼	▼	▼	▼	▼	▼
被扶養認定	N-1 年	N 年	N+1 年	N+2 年	N+3 年	N+4 年
年額	←130 万円→	←150 万円→				←130 万円→

※19 歳に達する年を N 年としています。

- ・図のとおり、19 歳に達する年の 1 月 1 日から 22 歳に達する年の 12 月 31 日までは基準額が 150 万円未満となります。
- ・18 歳に達する年の 12 月 31 日まで及び 23 歳に達する年の 1 月 1 日以降の基準額は、引き続き 130 万円未満です。
- ・令和 7 年中の基準額が 150 万円未満となるのは誕生日が平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日までの方です。

Q5 年間収入が150万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去1年間の収入で判断することとなるのか。

A 年間収入が150万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなる。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなります。

Q6 施行日(令和7年10月1日)以前の取扱いでは、3か月連続毎月の総支給額が108,334円を超過していた場合、取消要件となります。例えばR7.7～R7.9までの3か月連続で毎月110,000円以上あった場合3か月目(R7.9分)の給料の支給日の翌日が喪失日となりますが令和7年10月1日から150万円となるため10月からの基準額が125,000円となり、給料の支給額が110,000円の場合は下回っていますが、扶養の対象外となるという認識でよろしいか。また、この場合の再認定はいつからなのか。

A お見込みのとおりです。また、再認定は3か月連続(R7.10～R7.12)で125,000円を超えていないかどうかで判断します。

Q7 給与所得以外(事業所得・不動産所得等)も対象となるのでしょうか。

A お見込みのとおり。

Q8 12月31日現在の年齢が22歳である年(暦年)の翌年においては年間収入130万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなるのか。

A お見込みのとおり。

Q9 被扶養者の認定要件確認を毎年7月時点で実施(例えばR8年度の収入確認期間R7.7～R8.6分まで)した場合の収入の考え方について、R7.12.31時点で18歳、R8.6.1に誕生日を迎え19歳、R8.12.31時点で19歳の場合、R7.8～R7.12の収入は130万円以内、R8.1～R8.6の収入は150万円以内かという認識で誤りはないか。

A お見込みのとおり。

Q10 年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定時期を所得税法と同様にその年の12月31日としているが、被扶養者の収入限度額が180万円となる年齢要件(60歳以上)の判定時期は、60歳に達した日となっており、年齢要件の判定時期の整合性が取れていないがよいのか。

A 今般の対応は、令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の子を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえた対応であり、必ずしも60歳以上に係る年齢要件と整合性をとる必要はないものと考えます。

Q11 今回の取扱いを踏まえ、被扶養者の取消の届出の取扱いに変更はあるのか。

A 被扶養者の取消の届出の取扱いに変更はありません。

Q12 令和7年の認定要件確認で年間収入130万円以上あり取消となった者は、本制度改正により年間収入が150万円未満であれば施行日（令和7年10月1日）以降、再認定となるのですか。

A お見込みのとおり。

Q13 22歳以上の者が本制度改正適用で年間収入149万円で認定されていた場合、雇用契約の変更等がなく年収149万円が継続するすると見込まれる場合は、23歳となる年の初日（1月1日）で取消となるのでしょうか。

A お見込みのとおり。

Q14 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は130万円未満ということでしょうか。

A お見込みのとおり。

Q15 今般の取扱いを受けて19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入が150万円を一時的に超えた場合でも、「「年収の壁・支援強化パッケージ」について」等に基づく事業主証明により認定継続ができるということでしょうか。

A お見込みのとおり。